

医政発0729第3号
平成22年7月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



循環器病診療及びがん診療に従事する
医師等の研修実施要領の廃止について

循環器病診療及びがん診療に従事する医師等の研修については、平成19年4月23日医政発第0423003号通知の別添「循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領」及び「がん診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及びがん登録実務者の研修実施要領」により実施してきたところであるが、今般、本通知を廃止することとしたので、貴管下関係機関への周知等よろしくお取り計らい願いたい。



医政発第0423003号

平成19年4月23日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

がん診療及び循環器病診療に従事する医師等の研修について

標記については、これまで年度毎に研修実施要領を定め実施してきたところであるが、今般実施要領を平準化し、今後は別添「がん診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及びがん登録実務者の研修実施要領」及び「循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領」によることとしたので、貴管下関係機関への周知等よろしくお取り計らい願いたい。

がん診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師及びがん登録実務者の研修実施要領

平成19年4月23日医政発第0423003号

廃止 平成22年7月29日医政発0729第3号

厚生労働省医政局

がん診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師及びがん登録実務者の研修実施要領

1. 目的

わが国のがん対策の一環として、がん診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及びがん登録実務者に対し、高度の専門的知識及び技術を修得させ、専門職員の充実を図ることを目的とする。

2. 対象者

(1) 医師

がん診療に従事する者で、医師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(2) 看護師

がん診療に従事する者で、看護師の資格取得後5年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(3) 診療放射線技師

がん診療に従事する者で、診療放射線技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(4) 臨床検査技師

がん診療に従事する者で、臨床検査技師の資格を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(5) がん登録実務者

院内がん登録及び地域がん登録の実務に従事する者で、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

3. 研修実施施設

国立がんセンター（中央） 東京都中央区築地5の1の1 電話 [03] (3542)2511

国立がんセンター（東） 千葉県柏市柏の葉6の5の1 電話 [04] (7133)1111

※研修は主として中央病院で実施するが、一部東病院で行うことがある。

（看護師及び放射線技師については一部の研修を東病院で行う。）

4. 研修定員・研修内容

職種別の研修定員、研修課程、研修内容は受講者の構成等を考慮して研修実施施設において別に定めるものとする。

5. 研修実施期間

研修実施期間については、研修実施施設において別に定めるものとする。

6. 各都道府県の推薦

都道府県は、研修実施施設が別に定める必要書類を作成し、受講者を推薦すること。

受講者の推薦にあたっては、各都道府県におけるがん診療施設の現状及び将来計画等を勘案し、研修効果が十分に期待できるよう配慮すると共に受講対象者の要件を備えているかどうか審査を行うこと。

なお、受講者の推薦締切期日については、別に定めるものとする。

7. 受講者の選定及び通知

各都道府県及び研修実施施設長より推薦された者のうちから決定し、都道府県又は研修実施施設長を通じて所属施設長及び受講者に通知する。

8. 経 費

受講料は無料とするが、受講地への旅費、滞在費等は受講者側の負担とする。

9. 宿泊施設

宿泊施設については、研修実施施設において斡旋しないので、受講者において選定すること。

10. その他

(携帯するもの)

【全職種共通】筆記用具、印鑑、保険証

【医師、看護師、診療放射線技師】白衣、フィルムバッジ

【臨床検査技師】12色鉛筆、白無地ノート

循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領

平成19年4月23日医政発第0423003号

廃止 平成22年7月29日医政発0729第3号

厚生労働省医政局

循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領

1. 目的

わが国の循環器病対策の一環として、循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に対し、高度の専門的知識及び技術を修得させ、専門職員の技術・知識の向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

(1) 医師

循環器病診療に従事する者で、医師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(2) 看護師

循環器病診療に従事する者で、看護師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(3) 診療放射線技師

循環器病診療に従事する者で、診療放射線技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(4) 臨床検査技師

循環器病診療に従事する者で、臨床検査技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(5) 臨床工学技士

循環器病診療に従事する者で、臨床工学技士の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

3. 研修実施施設

国立循環器病センター 〒565-8565 大阪府吹田市藤白台5丁目7-1
電話 [06] (6833)5012

4. 研修定員・研修内容

職種別の研修定員、研修課程、研修内容は受講者の構成等を考慮して研修実施施設において別に定めるものとする。

5. 研修実施期間

研修実施期間については、研修実施施設において別に定めるものとする。

6. 各都道府県の推薦

都道府県は、研修実施施設が別に定める必要書類を作成し、受講者を推薦すること。受講者の推薦にあたっては、各都道府県における循環器病診療施設の現状及び将来計画等を勘案し、研修効果が十分に期待できるよう配慮すると共に受講対象者の要件を備えているかどうか審査を行うこと。

なお、受講者の推薦締切期日については、別に定めるものとする。

7. 受講者の選定及び通知

各都道府県及び研修実施施設長より推薦された者のうちから決定し、都道府県又は研修実施施設長を通じて所属施設長及び受講者に通知する。

8. 経 費

受講料は無料とするが、受講地への旅費、滞在費等は受講者側の負担とする。

9. 宿泊施設

原則として、斡旋しない。(但し、希望者は受講決定後、研修実施施設へ別途相談すること。)

10. その他

(1) 携帯するもの

白衣、筆記用具、印鑑

フィルムバッジ（医師、診療放射線技師のみ）、その他研修実施に必要なもの

(2) 研修期間中の受講者に対する一切の責任は、所属施設長が負うものとする。